

入札説明書

1. 公告日

平成 29 年 9 月 25 日（月）

2. 入札に付する事項

C B R 試験機の調達

機器の仕様：別紙仕様書と同等またはそれ以上

3. 入札方法等

- (1) 入札書は、県が定める様式を使用すること。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。（郵便等による提出は認めない。）
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。
 - ウ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状は、県が定める様式を使用すること。
 - エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金希望金額 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

4. 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規程により、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 過去 2 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

5. 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、7 により再度入札を行う場合において、これに加わることができない。

- (1) 沖縄県財務規則第 126 条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、閉札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

6. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7. 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

なお、再度の入札は2回までとする。再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約を行うこととする。

8. 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 過去 2 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結しかつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

9. その他

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、書面（様式は任意）により、平成 29 年 10 月 3 日（火）午後 5 時までに、持参又は FAX にて提出すること。

なお、質問に対する回答は、平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 1 時までに、沖縄県技術・建設業課 HP に掲載する。